

様式4の1 (一般競争入札)

抽出事案説明書

発注機関名：健康福祉部医療課

工事名	京都府立洛南病院第Ⅰ期建替工事（電気設備工事）
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ期棟 新築工事 病院新築に係る電気設備工事 一式 電灯設備・動力設備・雷保護設備・受変電設備・電力貯蔵設備・発電設備・構内情報通信網設備・校内交換設備・テレビ共同受信設備・映像音響設備・医療関係設備・非常通報設備・情報表示設備・監視カメラ設備・入退室管理設備・拡声設備・自動火災報知設備・中央監視制御設備等 ・改修工事 病院新築に係る既存施設の改修工事 一式 校内配電線路、構内通信線路の迂回・受変電設備の撤去、新設・発電機設備の移設、既存施設からの引き込み配線等 ・外構工事 上記新築・改修に係る外構工事 一式 構内配電線路・構内通信線路・外灯設備等 ・撤去工事 既存浄化槽等の解体に伴う、電気設備の撤去工事 一式
入札参加資格及びその資格を設定した理由	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加資格要件については、競争入札運用委員会で審議し決定。 ●規模が大きく、単独企業の資金、技術力及び労働力のみでは限界があるため、2者による特定建設工事共同企業体とし、以下のとおり資格要件を求めた。 <p>〈代表者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格付総合点：920点以上 ・認定等級：Ⅰ等級 ・営業所所在地：京都府内に主たる営業所を置く者 ・施工実績等：－ <p>〈構成員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格付総合点：－ ・認定等級：Ⅰ等級 ・営業所所在地：京都府内に主たる営業所を置く者 ・施工実績等：－

	<p>〈入札参加可能業者数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者・・・59 者 ・構成員・・・105 者 ・最大共同企業体数・・・52 共同企業体
入札参加資格があると認められた業者数 (申込業者数)	1 共同企業体 (申込業者数 1 共同企業体)
入札参加資格がないと認められた業者数とその理由	該当なし
入札経過 (電子入札)	<p>入札公告 令和4年10月31日</p> <p>資料配付 令和4年10月31日～11月16日</p> <p>申請受付 令和4年11月15日～11月16日</p> <p>申請者数 1 共同企業体</p> <p>※入札運用委員会にて、1 者入札継続を検討</p> <p>確認通知 令和4年11月21日</p> <p>開札・保留通知 令和4年12月12日</p> <p>入札者数 1 者</p> <p>落札者 豊原・中島電工特定建設工事共同企業体</p> <p>落札金額 941,600,000 円 (税込)</p> <p>予定価格 946,990,000 円 (税込)</p> <p>最低制限価格 (又は低入札調査基準価格) 871,230,800 円 (税込)</p> <p>落札率 99.43% (予定価格事後公表)</p> <p>※開札の結果、一者入札かつ高落札率であったため、落札決定を保留し、工事費内訳書の内容調査を行い、その結果を入札運用委員会へ報告するとともに、大規模案件であるため、入札監視委員会で不正な事実等がないかを確認の上、落札決定を行った。</p>

工事概要説明資料

1 工事概要

- (1) 工事名 京都府立洛南病院第Ⅰ期建替工事（電気設備工事）
(2) 工事場所 京都府立洛南病院（京都府宇治市五ヶ庄広岡谷2番地）
(3) 工事概要 京都府立洛南病院第Ⅰ期建替工事

・Ⅰ期棟 新築工事

病院新築に係る電気設備工事 一式

電灯設備・動力設備・雷保護設備・受変電設備・電力貯蔵設備・発電設備・構内情報通信網設備・校内交換設備・テレビ共同受信設備・映像音響設備・医療関係設備・非常通報設備・情報表示設備・監視カメラ設備・入退室管理設備・拡声設備・自動火災報知設備・中央監視制御設備等

・改修工事

病院新築に係る既存施設の改修工事 一式

校内配電線路、構内通信線路の迂回・受変電設備の撤去、新設・発電機設備の移設、既存施設からの引き込み配線等

・外構工事

上記新築・改修に係る外構工事 一式

構内配電線路・構内通信線路・外灯設備等

・撤去工事

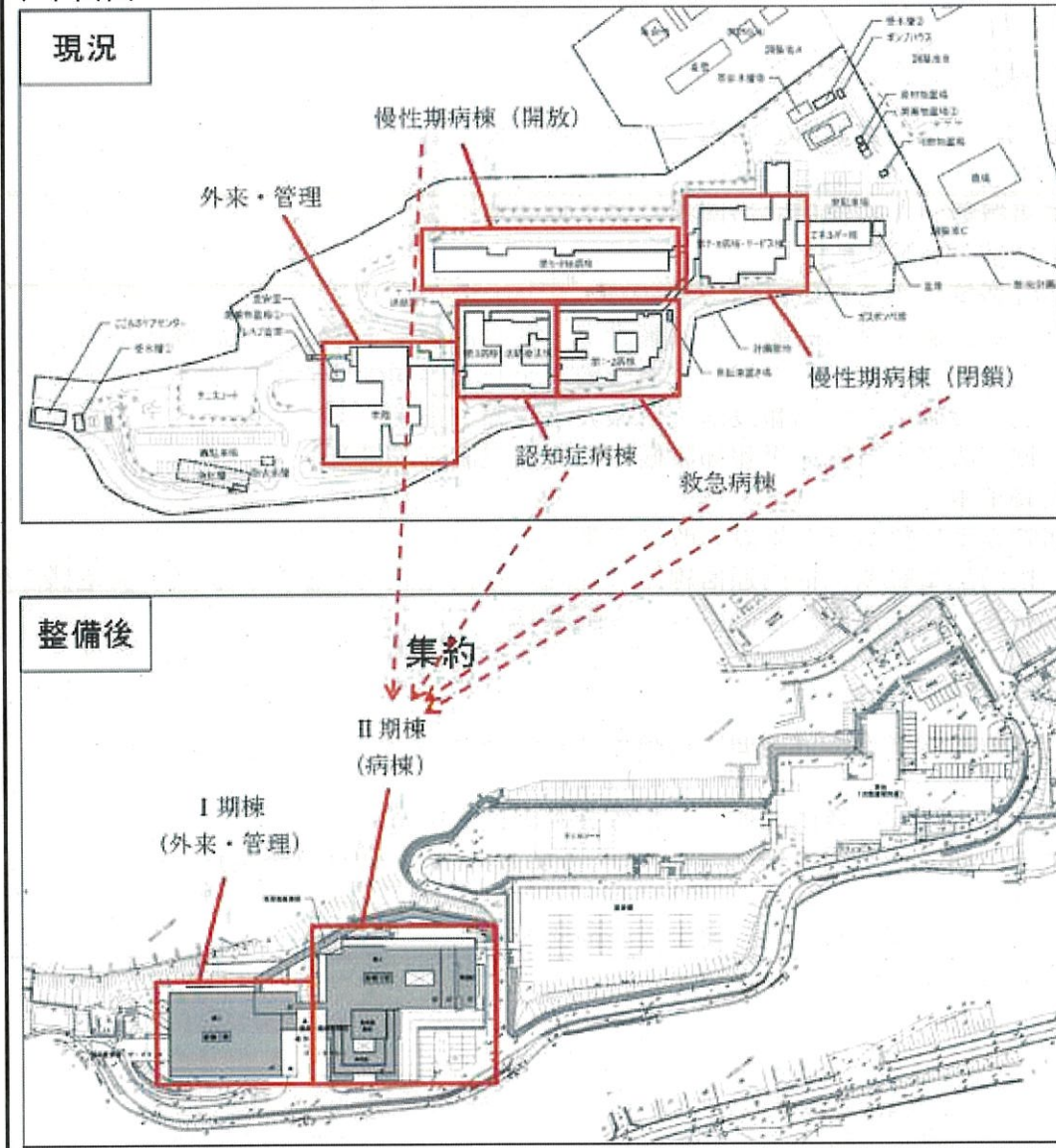
既存浄化槽等の解体に伴う、電気設備の撤去工事 一式

- (4) 工期 令和5年1月11日～令和8年1月30日（予定）

2 位置図、平面図、一般図、標準横断面図等



◆平面図



3 着工前、現況、完成後等の写真

◆完成後外観 (イメージ)



一般競争入札の実施について

京都府立洛南病院第Ⅰ期建替工事（電気設備工事）の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

この工事は、下請をする場合での府内業者利用や指定資材の府内調達を評価する総合評価競争入札（地域活性型（施工計画あり））及び「予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

なお、この工事は、「低入札価格調査制度」を適用するとともに、追加資料により厳格な調査を実施する「低入札価格調査制度の検証（厳格化及び意向確認）」対象工事である。

また、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和4年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 京都府立洛南病院第Ⅰ期建替工事（電気設備工事）
- (2) 工事場所 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
- (3) 工事概要 病院新築に係る電気設備工事 一式
- (4) 工事期間 契約日又は契約日の翌日から令和8年1月30日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部医療課
電話番号 (075) 414-4750
ファクシミリ番号 (075) 414-4752
- (2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5443
ファクシミリ番号 (075) 414-5450

3 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

- ア 構成員の数は2社とし、その内訳は(2)の要件を満たす代表者、(3)の要件を満たすその他の構成員であること。
- イ 自主結成された特定建設工事共同企業体であること。
- ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。
- エ 代表者及び構成員が、経常建設共同企業体の代表者又は構成員となっていないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体代表者の要件

許可の種類	電気工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	電気工事
認定等級	I等級
総合点	電気工事の総合点が920点以上

営業所所在地	京都府内に主たる営業所を置く者
配置予定技術者	監理技術者又は主任技術者として、「電気工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
その他	出資比率が、構成員中最大の者であること。

(3) 特定建設工事共同企業体のその他の構成員の要件

許可の種類	電気工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	電気工事
認定等級	I等級
総合点	—
営業所所在地	京都府内に主たる営業所を置く者
配置予定技術者	主任技術者として、「電気工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。

(5) その他

一般競争入札（総合評価・事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

また、別途公告の「京都府立洛南病院第Ⅰ期棟建替工事（主体工事）」及び「京都府立洛南病院第Ⅰ期棟建替工事（機械設備工事）」との重複申請はできない。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体については、代表者を含む構成員毎に評価し平均化した点数を共同企業体の加算点とするため、構成員それぞれが申請書（別記様式1、別記様式2、別記様式3）を記載し、提出すること。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

本工事は、「低入札価格調査制度の検証（厳格化及び意向確認）」対象工事であるため、調査基準価格未満の入札を行った際の低入札調査資料提出の意向の有無を申請書（別記様式1）に記載すること。記載がない場合は「意向無し」として取り扱う。

「意向なし」の者が調査基準価格未満の入札を行った場合、調査は実施せず、調査資料が提出できない旨の申出書は不要とし、低入札価格調査への非協力としてのペナルティの対象としない。ただし、入札は「無効」とする。

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 配置予定技術者調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式2に記載すること。本入札においては、複数の候補者を記入することは認めない。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体においては、構成員それぞれが候補者を記入すること。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。

配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

直接的恒常的な雇用関係を証明するものとして健康保険被保険者証の写しを提出する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスキング（黒く塗りつぶすなどして、保険者番号及び被保険者等記号・番号等が復元できない状態にするこ

と)した上で、提出すること。

イ 特定建設工事共同企業体協定書(甲型)の写し

ウ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

エ 確認資料

アの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

(3) 業態調書(別記様式3)

特定建設工事共同企業体の全ての構成員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がある場合、その者を別記様式3に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式3の提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して入札参加資格申請したもののみならず。

ア 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある者

イ 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員(個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(4) 総合評価競争入札の評価項目にかかる技術資料

ア 施工上の課題に係る技術的所見について

本工事の実施に当たり、現場状況を踏まえて、次の課題について技術的所見をそれぞれ提案様式(様式7)に記載すること。

なお、提案様式1ページに収まるよう、簡潔に記載すること。文字サイズは10ポイントとし、縮小は認めない。また、本様式に収まらない提案・字句は審査の対象としない。(図表等を参考資料として添付することは可とする。)

① 施工管理

既設棟に配電している受変電設備(キュービクル)の切替え工事(仮設新設及び既設撤去)における安全かつ効率的な施工計画

イ 配置予定技術者について

(ア) 経験工事の確認資料

同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評定による加算点を希望する者は、当該評価の対象となる工事経歴を別記様式2に記載すること。なお、経験として記載した工事の業種は、コリンズの工事実績データに記載された建設業許可業種により判断するため、経験として記載した工事にかかるコリンズ(登録内容確認書(竣工登録))の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。

(イ) 継続教育(CPD)について

配置予定技術者が取得したCPD単位を証明する資料として、建築CPD運営会議設立団体から入札公告日と同年度に発行された、入札公告日の2年6ヶ月前の日から入札公告日までの間の学習履歴の証明書の写し及びCPD単位の取得履歴がわかる資料を提出すること。ただし、入札公告日の3ヶ月前の日以降に発行された学習履歴の証明書がある場合は、入札公告日と同年度に発行されていることを求めない。

なお、証明書の証明期間の最終日から入札公告日までの間にCPD認定プログラムを受講し、その単位も取得単位に含めて申請する場合は、証明書に加えて、その単位に係る受講証明書を提出すること。

ウ 京都府地域づくり優良工事施工者表彰について

令和2・3年度に京都府地域づくり優良工事施工者表彰を受賞した者で、表彰の実績による加算点を希望する場合は、申請書（別記様式1）にその旨を記入し、その表彰結果通知書の写しを提出すること。

ただし、加算点の申請を行った場合は、本入札の落札決定まで、京都府発注のその他の入札には同表彰にかかる加算点の申請は行うことができない。

なお、申請書（別記様式1）に誓約文を記載した上で提出すること。

また、この誓約に違反した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

【誓約文記載例】

本入札において、京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度にかかる加算点を申請します。申請にあたり、本入札の落札決定まで、京都府のその他の入札には、同表彰にかかる加算点を申請しません。

エ 府内企業の下請状況について（別記提案様式3）

本工事の実施にあたり、技術資料提出時点に予定している下請（1次下請まで）による施工割合を、別記提案様式3により金額ベースの比率で記載すること。また、下請施工のうち、契約を予定している府内企業と府外企業の内訳についても記載すること。

オ 指定資材の府内調達状況について（別記提案様式4）

本工事で使用する資材のうち、本府が指定する次の品目毎に、府内での調達（以下「府内調達」という。）の状況について、別記提案様式4により記載すること。

品 目	
高圧受電盤	21面1基
動力盤	6面
電灯分電盤	13面

<留意事項>

「府内調達」は、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。

カ 商号又は名称等の変更にかかる書類について

次のいずれかに該当する者は、商業登記簿謄本の写し、入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し等、その経過がわかる資料を提出すること。

(ア) 令和元年度以降に建設業許可番号を変更している者

(イ) 令和元年度以降に商号又は名称を変更している者

(ウ) 令和元年度以降に「府内建設業者の合併等に関する特例措置」に基づき特例措置を受けた者

(エ) 令和元年度以降に「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第10条の規定により資格を承継した者

(オ) 令和元年度以降に会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者

キ 技能士(複数)又は基幹技能者の活用について（別記提案様式5）

本工事の実施にあたり、本府が指定する次の職種について活用を予定している技能士(複数)又は基幹技能者について別記提案様式5により記載すること。指定する職種において、技能士を活用する場合は、設計図書で規定する技能士を含め2名を記入し、基幹技能者を活用する場合は、1名を記入すること。

なお、技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者とする。

種 別	指 定 職 種
基幹技能者	電気工事基幹技能者

5 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手続の方法等	
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年10月31日(月)午前9時から 令和4年11月16日(水)午後4時まで	共通事項2のとおり	
設計図書等の閲覧期間	令和4年10月31日(月)午前9時から 令和4年12月7日(水)午後2時まで	共通事項2のとおり	
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年11月15日(火) 午前9時から午後6時まで 令和4年11月16日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり	
質問の受付	申請書等に関する質問 : 令和4年11月15日(火)正午まで 設計図書に関する質問 : 令和4年11月25日(金)正午まで	共通事項5のとおり	
回答の閲覧	申請書等に関する回答: 随時 設計図書に関する回答 : 令和4年11月29日(火)	共通事項5のとおり	
入札期間	令和4年12月6日(火) 午前9時から午後6時まで 令和4年12月7日(水) 午前9時から午後2時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の通知・公表	入札者への通知: 令和4年12月7日(水) 予定価格の公表: 令和4年12月8日(木)	電子入札システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の通知をしたときから 令和4年12月9日(金)正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和4年12月13日(火)まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和4年12月12日(月) 午前10時	令和4年12月14日(水) 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和4年12月13日(火) 午前9時から午後2時まで	令和4年12月15日(木) 午前9時から午後2時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和4年12月13日(火) 午後3時	令和4年12月15日(木) 午後3時	電子入札システムによる

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

また、総合評価に関する審査については、7(1)(2)により開札までの間に行うものとする。

7 総合評価に関する事項

(1) 価格以外の技術的な要素の評価(技術評価)に関する基準(以下「評価に関する基準という。)

各評価項目について、下記の基準に基づき加点する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体においては、代表者を

含む構成員毎に評価し平均化した点数を共同企業体の加算点とする。

評価項目		評価基準		配点
施工計画	①施工管理 既設棟に配電している受変電設備（キュービクル）の切替え工事（仮設新設及び既設撤去）における安全かつ効率的な施工計画	必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である	2	2点
		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる	1.5	
		必要事項の記載が適切である（標準仕様書程度）	1	
		必要事項の記載がないものがある	0	
		記載がない又は不適	失格	
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点（※1）	80点以上	1	1点
		77.5点以上 80点未満	0.9	
		75点以上 77.5点未満	0.8	
		72.5点以上 75点未満	0.7	
		70点以上 72.5点未満	0.6	
		67.5点以上 70点未満	0.5	
		65点以上 67.5点未満	0.4	
	65点未満、実績なし又は調査基準価格未満の入札を行った者	0		
技術者の継続教育（CPD）（※2）	2年6ヶ月間の取得単位9単位以上	0.5	0.5点	
	2年6ヶ月間の取得単位9単位未満、実績なし又は調査基準価格未満の入札を行った者	0		
技能士（複数）又は基幹技能者の活用（※3）	指定職種において活用あり	1	1点	
	指定職種において活用なし	0		
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績（※4、5）	優秀賞受賞での加算点申請有り 表彰実績による落札回数0回	1	1点
		優秀賞受賞での加算点申請有り 表彰実績による落札回数1回	0.3	
		奨励賞受賞での加算点申請有り	0.5	
		なし	0	
地域調	府内企業の下請 施工体制における府内企業の下請の状況（※6）	申請点＝下請率×府内下請率×3＋（1－下請率）×3 [小数第1位止め]	3 ～ 0	3点
		調査基準価格未満の入札を行った者	0 ～	
		申請点×（－1）	－3	
		下請率100%	失格	
地域調	府内資材調達 指定資材の府内調達の状況	すべて府内調達（申請点1点）	1	1点
		一部府内調達（申請点0.5点）	0.5	
		府内調達なし（申請点0点）	0	
		調査基準価格未満の入札を行った者	－1 －0.5	

達 ・ 雇 用		申請点×(-1)	0		
	「技術職員数」の維持(※7)	-10%≤減少率	0.5	0.5点	
		-20%≤減少率<-10% 又は 減少率<-20%かつ2人以内の減少	0.25		
		減少率<-20%かつ3人以上の減少	0		
	雇 用	各業種毎に雇用している 「技術職員数」(※8)	技術職員数13人以上	0.5	0.5点
			技術職員数10～12人	0.4	
			技術職員数7～9人	0.3	
			技術職員数5～6人	0.2	
			技術職員数3～4人	0.1	
			技術職員数2人以下	0	
加算点満点		(地域活性型)	10.5点		

※1 配置する技術者の評価の対象となる実績は、次の(1)から(3)に該当する工事において監理技術者又は元請の主任技術者(甲型共同企業体の主任技術者の場合は、出資比率が1を構成員数で除した割合の60パーセント以上の構成員の技術者、乙型共同企業体の主任技術者の場合は、出資比率にかかわらず構成員として施工を行った分担工事の技術者に限る。)として従事した経験を有すること。

- (1) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する法人の発注であること。
- (2) 平成24年4月1日から入札公告日までの間に工事成績評定通知書が発行された工事であること。
- (3) 最終請負額が1,000万円以上の電気工事であること。

※2 入札公告日の2年6ヶ月前の日から入札公告日までの間に取得した単位で評価する。

※3 評価の対象は、基幹技能者の活用がある場合であること。

(注) 活用とは、本工事の施工時に資格者として現場に携わることをいう。

※4 入札公告文に掲げる資格の認定業種と表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」とが一致するものに限る。

※5 表彰実績による落札回数とは、当該年度内に表彰実績の加算点を申請した上で落札した回数をいう。

※6 下請率、府内下請率、加算点とも小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。

※7 令和元年度及び令和4年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査(いわゆる格付)に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、全業種における1級技術職員数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計の比較により評価する。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、「総合評価ガイドライン」中「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」に基づき別途評価する。なお、令和元年度及び令和4年度の格付けに用いた経営規模等評価結果は以下のとおり。

令和元年度格付けに用いた 経営規模等評価結果通知書	審査基準日：H29.4.1～H30.10.31 結果通知日：H30.10.31まで(2月の入札参加資格申請者はH31.1.31まで)
令和4年度格付けに用いた 経営規模等評価結果通知書	審査基準日：R2.4.1～R3.10.31 結果通知日：R3.10.31まで(2月の入札参加資格申請者はR4.1.31まで)

- (1) 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づき特例措置を受けた場合
- (2) 「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第10条による資格を承継した場合
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者

※8 令和4年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査(いわゆる格付)に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、入札公告文に掲げる資格の認定業種における1級技術職員数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計を評価する。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点（100点）に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

ただし、当該入札者の入札金額が調査基準価格未満の場合にあつては、技術評価点を調査基準価格に調査基準価格から当該入札者の入札金額を減じた金額を加えた金額で除して得られた評価値をもって行うものとする。

なお、総合評価に関する審査の結果、（1）の評価に関する基準の失格に該当する者については、入札参加資格がないものとし、入札書提出後にその事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札を無効とする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その旨通知する。

（3）落札者の決定方法

ア 落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、（2）によって得られた評価値が最も高い者とする。

ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められない者のうち、（2）によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

調査基準価格については、「低入札価格調査制度に係る取扱要領」及び「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」によるものとし、低入札価格調査制度による調査を行う場合、「建設交通部低入札価格調査マニュアル」（以下「低入札マニュアル」という。）に準じた調査を行うこととするが、資料提出の期限は、開札日の翌日の正午とする。提出期限は低入札マニュアルに定める標準的な期限と異なるので注意すること。

なお、低入札調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく、指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けた者の行った入札は無効とする。

イ 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

（4）評価内容を担保するための措置

配置予定技術者の変更に伴う技術者の工事成績及びCPDの取得単位数の相違や、「施工上の課題に係る技術的所見」、「府内企業の下請状況について」、「指定資材の府内調達状況について」及び「技能士（複数）又は基幹技能者の活用について」等に記載した内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた申請点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の申請点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

減点値＝8点[※]× $(\alpha - \beta) / \alpha$ （小数点以下第2位四捨五入第1位止め）

α ：当初の申請点

β ：達成度合いに応じて再計算した申請点

ただし、「府内企業の下請状況について」の評価については、

$0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は減点を行わない。

※）8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

8 支払条件

（1）前払金

ア 各年度の出来高予定額の4割以内の金額を前払いする。ただし、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を前払いする。

イ 各会計年度前金払を行う。

（2）中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の出来高予定額の

2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

各年度の出来高予定額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

9 その他

(1) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、本一般競争入札の特定建設工事共同企業体の構成員として入札参加資格確認申請をすることができない。また、経常建設共同企業体の構成員は、個々の建設業者としても特定建設工事共同企業体に参加することができない。なお、組合員については、単体の建設業者として要件を満たす場合には構成員として申請することができる。

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を2に定める組織から受けた者は、低入札調査に協力すること。

また、契約締結時においても検査時その他の時に、低入札調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を求めることがあるので協力すること。

【低入札価格調査の厳格化及び意向確認】

本工事は、「低入札価格調査制度の検証（厳格化及び意向確認）」対象工事であるため、低入札調査資料提出の意向ありとし調査基準価格未満の入札を行った評価値が最も高い者であって、特別重点調査の対象となっていない者にあつては、以下のとおり低入札調査に加えて特別重点調査と同様の追加資料の提出を求めるとともに、特別重点調査と同様の調査を実施する。また、低入札調査資料提出の意向ありとし調査基準価格未満の入札をした者から、資料提出できない旨の申出書の提出があつた場合、ペナルティ（1回目：口頭注意、2回目：文章注意、3回目：指名停止）の対象とする。

[厳格化の内容]

追加提出資料（重点調査対象者と同様の資料を提出すること）	追加調査の内容（重点調査と同様の調査を実施する）
建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領	建設交通部低入札価格調査マニュアル 第7 特別重点調査の内容
様式2-2（資材単価一覧表）	1（2）の重点調査
様式2-3（機械損料・賃料一覧表）	1（3）の重点調査
様式1-1（労務者の確保計画）	1（4）及び9の重点調査
様式1-5（下請け業者等一覧表）	1（4）及び（5）の重点調査

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

なお、技術者の配置については、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。

ただし、低入札工事においては、監理技術者又は主任技術者に加え、3の要件を満足する技術者（以下「補助技術者」という。）を1名専任で配置すること。（共同企業体の場合は、各構成員から1名専任で配置すること。）補助技術者は、配置予定技術者調書に記載されている技術者である必要はない。また、配置予定技術者は建設業法施行令第27条の第2項に該当する場合であっても他工事と兼任することはできず、補助技術者は現場代理人と兼任することはできない。なお、主任技術者又は監理技術者、及び補助技術者は、建設業法施行令の規定によらず、専任で配置すること。

(4) (2)への非協力（提出した資料が受理されなかった場合を含む。）及び(3)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。

- (5) 特定建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とすること。
- (6) 落札者は、契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。
- (7) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。
なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。
- (8) 本入札において、(7)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。
ただし、そのうちの一人が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (9) その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札（総合評価・事後公表）公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、一般競争入札参加確認申請の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。経常建設共同企業体の場合においては、営業所所在地は代表者の主たる営業所により判断する。
- (5) 入札参加要件等における認定業種、認定等級及び総合点とは、令和4年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査結果通知書（令和4年4月1日付け4指第100号及び令和4年7月1日付け4指第100号）又は令和4年度経常建設共同企業体入札参加資格認定通知書における工事の種類、等級及び総合点をいう。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。経常建設共同企業体の場合においては、代表者が元請として施工した実績でなければならない。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。
- (8) 公告の7（1）に規定する評価に関する基準において、失格に該当していないこと。

2 設計図書等の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードできる。

イ 閲覧設計図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本工事は、原則として京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。

電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

ア 総合評価競争入札の評価項目に係る技術資料の各様式(以下「提案様式」という。)については、入札情報公開システムからダウンロードしたファイルを用いて作成すること。

イ 電子入札システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。

なお、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価競争入札の評価項目にかかる技術資料(以下「資格確認資料」という。)の容量が総量で2メガバイトを超える場合若しくは資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送(申請書の受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)をするとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵送の場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。

ウ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)は、該当の公告に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に、持参すること。(紙入札者の郵送提出は認めない。)

エ イ又はウの規定により資格確認資料を持参又は郵送する場合、資格確認資料のうち提案様式以外のものについては紙媒体で、提案様式についてはCD-R等を用いて電子媒体で、それぞれ提出すること。

(2) 技術者の資格確認等

技術者の資格要件の確認については、落札決定通知後、契約前に行う。

また、技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事においては、配置予定技術者調書に記載された1名の技術者について上記に加えて専任要件の確認を、落札決定通知後、契約前に行う。

(3) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して、入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)を経過する日まで(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5-1 確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるも

- のは受け付けない。) 公告に示す期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。
- (2) 回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、設計図書等に関する質問にあっては該当の公告に示す日に入札情報公開システムに掲載する。
 - (3) 連絡先が記入されていない又は匿名でなされた確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問については、回答しない。また、設計図書等に関する質問にあっては、入札参加者から提出された質疑書のみ回答する。

5-2 予定価格に関する質問回答

- (1) 質問については、予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領（以下、「予定価格質疑取扱要領」という。）第4条に規定する照会書（様式第1号）に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出し、ファクシミリ送信の旨を電話連絡すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）公告に示す期限を超えて提出された照会書は一切受け付けない。
- (2) 回答については、予定価格質疑取扱要領第5条第1項に規定する回答書（様式第2号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、照会書を提出した者に対してファクシミリで送信し、その旨を電話連絡することにより回答する。

なお、やむを得ない事由により、予定価格に関する質問事項について、期日までに回答することが困難である場合は、開札以降の日程を変更することがある。
- (3) 回答をすべき質問として取り扱わないこととした質問を行った者に対しては、予定価格質疑取扱要領第5条第2項に規定する質疑要件非該当通知書（様式第3号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、ファクシミリで通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送（入札期間までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に、工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、該当の公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を持参すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。なお、再度入札を行う場合は、工事内訳書の提出（紙入札者にとっては提示）を要しない。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金

額)に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号(名称)のみを記載すること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。)をした者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

サ 氏名、印鑑(電子署名を含む。)若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書(封筒を含む。)で入札した者の行った入札

シ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札(再度入札の場合を除く。)

ス 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札

セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税相当額を含まない額)を提示、又は提出した者の行った入札

ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札

タ 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者が行った入札

チ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限まで(ただし、入札書を提出する場合は、紙入札の場合は入札書を持参するまで、電子入札の場合は入札書を提出するまで)は、入札を辞退することができる。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 持参による入札

ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親展とする。

- イ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「工事費内訳書」と記載した中封筒を入れる。
- ウ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
- エ 「工事費内訳書」と記載した中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
- オ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(9) 予定価格の公表

入札締切日の翌日に、入札情報公開システムにより予定価格を公表する。また、入札者には、入札締切日に入札締切通知書により予定価格を通知する。

(10) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、エにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（エのいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（紙入札者については、ファクシミリにより通知する。）。

（ア）再度入札を行う旨

（イ）再度入札の入札書の提出期間

（ウ）再度入札の開札日時

ウ 再度入札は1回限りとする。

エ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

（ア）当初入札において不着又は辞退となった者

（イ）当初入札において無効又は失格の入札をした者

オ イの通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本府は一切の責めを負わない。

7 入札保証金

免除する。

8 配置技術者の選定

落札者は、契約前に配置予定技術者調書に記載した技術者を、現場代理人等通知書により発注者に通知すること。また、契約前に現場代理人等通知書により通知した場合、契約書第10条における「あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合」に該当するものとする。ただし、低入札工事においては、配置予定技術者調書に記載されていない技術者を補助技術者とすることができる。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合、低入札工事にあつて補助技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

10 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上

の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 契約書の作成

落札者の決定後、7 日以内に、京都府ホームページに掲載されている「建設交通部工事請負契約書」に基づく契約書を作成すること。

なお、調査基準価格を設定している場合であって、調査基準価格未満で落札した者との契約については、建設交通部工事請負契約書第 34 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」とし第 5 項及び第 6 項もこれに準じて割合を変更する。

12 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 電子入札者にあつては、京都府ホームページに掲載されている「京都府公共工事電子入札運用基準」を遵守すること。
- (3) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札書提出後に辞退を申し出たときは、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (6) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (7) 再度入札において、入札締切通知書により通知する予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。（当初入札における提案内容を実施することができない場合についても、入札を辞退すること。）
なお、再度入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。
また、正当な理由がない場合（意図的な場合や複数回行った場合を含む）指名停止措置を行う。
- (8) 建設交通部工事請負契約書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、契約書第 10 条第 3 項に定める規定及び「建設工事と技術者の配置について」による場合はこの限りでない。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (9) 京都府暴力団排除条例第 13 条第 5 項の規定により「誓約書」を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (10) 開札の前後に関わらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。
- (11) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (12) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守すること。
なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を行う。

- (13) 落札者は、原則府内企業を下請負先として選定すること。なお、府内企業の下請け比率に応じた工事成績評定を実施する。
また、府外企業へ下請負を行う場合は、元下指針に基づく「下請工事契約時チェックリスト」にその理由を記入すること。
- (14) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを提出すること。
- (15) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。
- (16) 本入札では、積算内容等を変更する必要がある場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。

工事入札結果詳細情報

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン(-)で表示しています。
 開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示していません。

案件情報	
案件番号	0901202201003602
調達機関(部局・事務所)	入札課担当案件 入札課
案件名称	京都府立洛南病院第Ⅰ期建替工事(電気設備工事)
工事場所	宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
入札方式	一般競争入札
種別	電気工事
工期	契約日または契約日の翌日から令和8年1月31日まで
予定価格(税込)	946,990,000 円 (入札書比較価格: 860,900,000 円)
調査基準価格(税込)	871,230,800 円 (入札書比較価格: 792,028,000 円)
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	令和4年12月12日 午前10時03分
落札業者名	豊原・中島電工特定建設工事共同企業体
落札金額(税込)	941,600,000 円 (入札書記載金額: 856,000,000 円)
入札執行回数	1回
低入札価格調査について	
予定価格に含まれる法定福利費概算額	43,045,000 円
参考	上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、本件工事に係る予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。
備考	

※入札の経過情報です。

経過情報					
No.	業者名称	入札金額1回目	技術評価点	評価値	摘要
1	豊原・中島電工特定建設工事共同企業体	856,000,000円	109.75	12.82126	落札

941,600,000円(税込)

[入札結果一覧に戻る](#)

[トップページへ戻る](#)

【所在地】

株式会社豊原電気土木 : 京都市南区

中島電工株式会社 : 京都市南区